

投信積立サービス約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正後
<p>第2条 取引の申込み</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 次の各号のすべてに該当する場合に、お客様と当社との間の本契約は成立するものとし、当社所定の方法による投信積立サービス(以下「本サービス」といいます。)を本約款に基づいてご利用になることができます。</p> <p><u>(1) 「オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定」に従いオンライントレードの利用申込をしていること</u></p> <p><u>(2) 「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に従い電子交付の申込みをしていること</u></p> <p><u>(3) 積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立)投資、ミリオンを除く。)に関する契約を締結していること</u></p>	<p>第2条 取引の申込み</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 次の各号のすべてに該当する場合に、お客様と当社との間の本契約は成立するものとし、当社所定の方法による投信積立サービス(以下「本サービス」といいます。)を本約款に基づいてご利用になることができます。</p> <p><u>(1) 個人のお客様の場合</u></p> <p>① <u>積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立)投資、ミリオンを除く。)に関する契約を締結していること</u></p> <p>② <u>「オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定」に従いオンライントレードの利用申込をしていること</u></p> <p>③ <u>「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に従い電子交付の申込みをしていること</u></p> <p><u>(2) 法人のお客様の場合</u></p> <p>① <u>積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立)投資、ミリオンを除く。)に関する契約を締結していること</u></p> <p>② <u>インターネットにより取引の申込を行い本サービスを利用する場合、「オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定」に従いオンライントレードの利用申込をしていること</u></p> <p>③ <u>インターネットにより取引の申込を行い本サービスを利用する場合、「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る 取扱規定」に従い電子交付の申込みをしていること</u></p> <p>(3) (削 除)</p>

現行	改正後
<p>3. (省 略)</p> <p>4. (省 略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>第9条 取引及び残高の通知</p> <p>本サービスにかかる取引明細および残高明細の通知は、「<u>取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定</u>」に定める方法により行うものとします。</p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>2022年7月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第9条 取引及び残高の通知</p> <p>本サービスにかかる取引明細および残高明細の通知は、<u>当社所定の方法</u>で行うものとします。</p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>2023年1月16日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>